

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年(2016年)8月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項ただし書を削る。

別表3の項を次のように改める。

3 し尿

区分	処理手数料
毎年4月1日における下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域（同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。）において日常生活に伴って排出されるもの	1 便槽 1 回につき 4, 0 0 0 円
毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの	1 便槽 1 回につき 2, 0 0 0 円
事業活動に伴って排出されるもの	3 6 リットルまでごと につき 1, 0 0 0 円

備考 住居と併用する事業所から事業活動に伴って排出されるものについては、日常生活に伴って排出されるものとみなして、この項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第46条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別表に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第46条関係) 処理手数料</p> <p>1・2 略</p> <p>3 し尿</p>	<p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第46条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別表に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。<u>ただし、し尿のうち、規則で定めるところにより市長が認めるものについては、処理手数料を徴収しない。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表(第46条関係) 処理手数料</p> <p>1・2 略</p> <p>3 し尿</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年4月1日における下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域(同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。)において日常生活に伴って排出されるもの</td> <td>1便槽1回につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの</td> <td>1便槽1回につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>事業活動に伴って排出されるもの</td> <td>36リットルまでごとにつき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処理手数料	毎年4月1日における下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域(同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。)において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき 4,000円	毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき 2,000円	事業活動に伴って排出されるもの	36リットルまでごとにつき 1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年4月1日現在において、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域内の世帯から排出されるもの</td> <td>1世帯1回につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>事業者が排出するもの</td> <td>36リットルまでごとにつき 600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処理手数料	毎年4月1日現在において、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域内の世帯から排出されるもの	1世帯1回につき 1,500円	事業者が排出するもの	36リットルまでごとにつき 600円
区分	処理手数料														
毎年4月1日における下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域(同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。)において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき 4,000円														
毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき 2,000円														
事業活動に伴って排出されるもの	36リットルまでごとにつき 1,000円														
区分	処理手数料														
毎年4月1日現在において、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域内の世帯から排出されるもの	1世帯1回につき 1,500円														
事業者が排出するもの	36リットルまでごとにつき 600円														
<p>備考 <u>住居と併用する事業所から事業活動に伴って排出されるものについては、日常生活に</u></p>															

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>伴って排出されるものとみなして、この項の規定を適用する。</u> 4 略	4 略